

処 分 説 明 書

大阪府公立学校教員 森 岡 英 仁

あなたは、平成19年頃、府立砂川高等学校で勤務していた際、以前勤務していた██████████高等学校の当時高校3年生であった██████さん（以下、「被害生徒」という。）とプライベートで1回会い、自身の車で遊びに出かけた。

その後、あなたは、被害生徒を自宅へ連れ帰り、寝室で横になっている被害生徒に添い寝やハグをしたほか、被害生徒に対し、着衣の上から胸や臀部を触る、おでこや頬、首元にキスをするなどのわいせつな行為を行った。

これらのあなたの行為は、学校教育に携わる教育公務員として、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、その職の信用を著しく失墜するものである。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号により、本職を免ずる。

令和7年8月1日

大阪府教育委員会

〔教 示〕

この処分に不服のあるときは、通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、地方公務員法第49条の2第1項の規定により大阪府人事委員会に審査請求することができます。また、行政事件訴訟法第14条の規定によりこの処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府教育委員会となります。)、大阪地方裁判所に提起することができます(なお、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

なお、この処分の取消しの訴えは、地方公務員法第51条の2の規定により当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。